

職員の懲戒処分等について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 デジタルサービス局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
副参事	41	男性	停職6月

(2) 事故の概要

事故者は、令和7年4月16日、出勤途中の電車内において、スマートフォンを使用して、女性に盗撮行為を行おうとした。

2 建設局職員の非行事故及び公物紛失事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	31	男性	停職1月

(2) 事故の概要

事故者は、令和6年8月24日、事故者の自宅において、交際相手の女性と口論となった際に、背中を2回蹴って前向きに倒し、全治14日間の各部打撲傷等の傷害を負わせた。

また、令和7年2月11日、飲酒していた飲食店において、かばんを置き忘れ、中に入っていた業務用端末を紛失した。

3 産業労働局職員の旅費不適正受給事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

区分	職層	年齢	性別	内容
事故者A	主事	61	男性	戒告
事故者B	主事	60	男性	訓告

イ 管理監督者

産業労働局 主事 減給 1/10・1月

(2) 事故の概要

事故者Aは、令和5年4月20日から令和6年2月15日までの間、事故者Bは、令和5年4月14日から令和6年2月19日までの間、公共交通機関を利用する経路の旅行命令を受けた出張で自家用車を使用し、出張旅費を不適正に受給した。

なお、事故者A及び事故者Bが不適正に受給した出張旅費は、既に全額返納されている。

4 発令年月日

令和8年5月27日

問合せ先
総務局人事部人事課（服務班）
電話 03 - 5388 - 2376(直通)